## 今年は二人の後継者に奨励金が交付されました




12月25日、役場にて今金町産業後継者育成就業奨励金交付式が行われました。

今年対象となったのは、廣田歩武氏（平成29年4月就業）と森川修氏（平成29年1月就業）で、いずれも農業後継者として就業され3年を経過したことにより、この度、就業奨励金の交付となりました。

外崎町長は式の挨拶で「目標を掲げ、その達成に向けてより一層努力をしてほしい。また、仲間づくりをしていただき、みんなが高まっていく事を目指してほしい。」と後継者に激励の言葉をかけると、後継者の二名からは「激励の言葉を心に刻み仕事に励んでいきます。また、少しでも今金町に貢献できるよう頑張ります。」と決意と感謝の言葉を述べました。

## このたび人権擁護委員に異動がありましたのでご紹介します

人権擁護委員の任期満了に伴い、令和3年1月1日付で鈴木吏さん、橘晴美さんの2名が新たに法務大臣より委嘱されました。

人権擁護委員は、児童・生徒のいじめ、体罰、家庭内の問題、借地借家、相隣問題、不動産など生活に関わる身近な問題の相談に無料で応じます。秘密は厳守します。

今金町人権擁護委員
石橋　隆広
螺良　道子
鈴木　　吏
橘　　晴美



## 長期の任務お疲れ様でした

令和2年12月31日付で阿知波一道さん、岩坂龍子さんが退任されました。

阿知波さんは平成18年から、岩坂さんは平成27年から、人権の啓発活動や相談ごとに尽力され、人権の擁護と自由・人権思想の普及高揚に貢献されました。

## ■北海道開発局・北海道・北海道警察からのお知らせ

### ＜ 沿道建物等からの落氷雪による事故の防止について ＞

冬になると、沿道建物等からの落氷雪による死傷事故が多く発生しています。

皆さんも、冬期間の生活にはご苦労されていると思いますが道路などの通行を円滑にし、事故を無くすため、**特に、次のことに注意するようにお願いいたします。**

①屋根の雪、氷、つららが道路に落ちるような建物には、丈夫な雪のすべり止め等を付けるようにしてください。
②雪のすべり止めは雪が多くなる前に必ず点検してください。
③屋根の雪、氷、つららは、気温の上昇や降雨のときは特に落ちやすくなっていますので、早めに取り除くようにしてください。
④ビルの壁、窓枠、突出看板等からの落氷雪は少量でも危険ですので、付着した雪や氷を取り除くようにしてください。
⑤気温が高くなると歩道に屋根の雪やつららが落ち、歩行者に危険を及ぼすおそれがありますので、次のことに注意してください。
・屋根の軒下はできるだけ避けて通行してください。
・小さなお子さんは、歩道で遊ばないようにしてください。
⑥敷地内の雪を道路に出しますと、歩行者の通行支障、交通事故及び交通障害が発生する可能性がありますので、出さないようにしてください。

**知症初期集中支援チームへ**
☎ 82-2780）

# 町税の滞納処分（財産差押等）を強化しています

～ 税金を滞納された方に対して、滞納処分（財産差押等）を強化しています ～



町税は、皆さんの生活に欠かすことのできない公共サービスや公共施設の維持管理などに必要な財源となる大切なものです。

町税の滞納は、納期限までに納税した人と不公平が生じるだけでなく、町の財政を圧迫するなど大きな影響を及ぼします。

税金を滞納された方には、段階的に催告を行い、催告に応じない、納税相談に訪れない、財産があると判断されるのに納付しないなど、悪質と判断される場合は財産差押やタイヤロック等を行います。

## 令和３年４月以降に課税となった町税の延滞金を完全徴収します

令和３年４月以降に納期限を過ぎて納税された場合は、日数に応じて本来の税額に加えて延滞金を納付していただくことになりますので、納期限までに納税してください。（年末に一括納税される場合は、延滞金が発生します。）

※従前から不申告者及び再三の催告に応じない悪質な方については、延滞金を徴収しております。

**〇延滞金の率**…納期限の翌日から納税日まで8.8％（納期限の翌日から一カ月の日までは2.5％）

なお、上記の率は、令和３年１月１日から令和３年12月31日までの率となります。

令和３年中の延滞金計算式

（本税の金額）×（1ヶ月以内の延滞期間）×0.025÷365

＋（本税の金額）×（1ヶ月以後の延滞期間）×0.088÷365

**〇計算例**

町・道民税第２期（納期限８月31日）

75,000円を11月16日に納めた場合の延滞金・・・1,000円が本税に加算されます。

（1）最初の1ヶ月（９月１日から９月30日）

延滞金・・・75,000円×30日×0.025÷365日＝（約）154円

（特例基準割合で計算した延滞金に１円未満の端数が生じるときは切り捨てます。）

（2）１ヶ月を超える期間（10月１日から11月16日）

延滞金・・・75,000円×47日×0.088÷365日＝（約）849円

延滞総金額・・・（1）154円 ＋（2）849円＝1,003円 ⇒ 1,000円（100円未満切り捨て）

令和３年９月１日　　９月30日 10月１日　　11月16日

| １ヶ月以内 | １ヶ月以降 |
|---|---|
| 年率2.5％（30日）<br>延滞金　154円 | 年率8.8％（47日）<br>延滞金　849円 |

1．延滞金は、その基礎となる期別額が2,000円未満の場合はかかりません。

2．延滞金の基礎となる額は、納付する額に1,000円未満の端数がある場合はその端数を切り捨て計算します。

3．納付までの日数に応じた所定の割合で計算した延滞金額が1,000円未満の場合はかかりません。

4．計算した延滞金額に100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てます。

**◎延滞金の確定**

延滞金は本税納税後に金額が確定するため、延滞金が加算された場合は本税を納税された後に納付書を送付します。受け取った場合は、早期に納付してください。

なお、特別な事情により納付が困難な場合は、納税・延滞金の納付を猶予できる場合があります。各税の納期限までに納税が難しい事情が発生した場合は税務住民課課税収納グループまでご相談ください。

【問合せ】税務住民課　課税収納グループ　☎82-0111





**認知症かも？のご相談は認**
**（地域包括支援センター内**